

老人保健施設コスモス

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護） 重要事項説明書

（令和 7 年 1 月 9 日現在）

1. 施設の概要

（1）施設の名称等

- ・施設名 老人保健施設コスモス（平成 6 年 6 月 21 日開設）
- ・所在地 愛媛県西条市周布 338 番地
- ・電話番号 0898-64-6300 FAX 番号 0898-64-6161
- ・管理者名 渡部 淳子 介護保険事業所番号 3857780237

（2）介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設コスモスの運営方針]

当施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護保険施設サービスの提供に努めるとともに、明るく家庭的な雰囲気の中で地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

（3）施設の職員体制（令和 6 年 8 月 1 日現在）

職種	常勤	夜間	業務内容
管理者	1 以上		従業者の統括管理、指導に関する事等
医師	0.7 以上		利用者の診療、健康管理・保健衛生指導に関する事等
薬剤師	0.2 以上		調剤業務、採用薬の管理、利用者への服薬指導に関する事等
看護職員	7 以上	3	医師の指示に基づく看護・診療の介助、健康管理に関する事等
介護職員	24 から看護職員の数を除いた人数以上		利用者の日常生活の介護・支援に関する事等
支援相談員	1 以上		利用者及び家族の支援相談に関する事等
理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士	1 以上		利用者の機能訓練・日常生活動作能力の改善に関する事等
管理栄養士又は栄養士	1 以上		利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談に関する事等
調理員	1 以上		調理・配膳、その他給食の提供に必要な業務に関する事等
介護支援専門員	1 以上		施設サービス計画の作成に関する事等
事務職員	1 以上		経理、出納、庶務に関する事等

（4）入所定員等

- ・定員 70 名（入所・短期入所）
- ・療養室 個室 10 室 2 人部屋 14 室 4 人部屋 8 室

2. 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の概要

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。

このサービスを提供するにあつては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成されますが、その際、利用者、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援者）を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. サービス内容

①短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）と計画の立案

②食事（原則として食堂でおとりいただきます）朝食 7:30～ 昼食 11:30～ 夕食 17:30～

③入浴（一般浴槽の他、入浴に介助を要する利用者には特別浴槽にて対応。週に最低 2 回ご利用いただきます。ただし利用者の身体の状況に応じて清拭となる場合があります）

④医学的管理・看護

⑤介護（退所時の支援も行います）

⑥リハビリテーション

⑦栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談

⑧送迎サービス〔居宅サービス（介護予防サービス）計画書にて計画されている場合〕

* 通常の送迎の実施地域は、西条市内の旧東予市、旧丹原町及び旧小松町の区域です。

⑨相談援助サービス

⑩行政手続代行

⑪理美容サービス（原則月 2 回実施します）

⑫その他

* これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

4. 併設・協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- | | | | | |
|-----------|----|----------|-----|------------------|
| ・併設医療機関 | 名称 | 渡部病院 | 所在地 | 愛媛県西条市周布 3 3 1-1 |
| ・協力医療機関 | 名称 | 西条市立周桑病院 | 所在地 | 愛媛県西条市壬生川 1 3 1 |
| ・協力歯科医療機関 | 名称 | たかはし歯科 | 所在地 | 愛媛県西条市周布 8 2 2-2 |

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、避難スロープ、火災自動通報装置、誘導灯、防火扉、カーテン等は防災性能
- ・防災訓練 年2回実施

6. 事故発生時の対応と緊急時の連絡先

サービス提供などにより事故が発生した場合、当施設は利用者に対して必要な措置を講じます。その際には、施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。また、事故発生時及び緊急時には、利用者又は身元引受人が「同意書」にて指定された連絡先に速やかに連絡します。尚、事故発生時には保険者の指定する行政機関へも速やかに連絡します。

7. 虐待防止のための措置

当施設では、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会を定期的に開催し、その内容を従業者に周知しています。また、高齢者虐待防止のための指針を整備し、職員に対する定期的な研修を実施しています。

8. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

9. 要望及び苦情等の相談

当施設は、第三者評価機関による評価を実施しておりませんが、施設内に要望及び苦情等の相談窓口を設置し、常勤の職員を受理担当者として配置しております。また、正面玄関内に備え付けております「ご意見箱」に投函して申し出ていただくこともできます。

【当施設窓口】

1階事務所 事務長 0898-64-6300 平日：8時半～17時（8/16及び年末年始12/31～1/3除く）

【当施設以外の窓口】

西条市役所 介護保険担当 0897-56-5151 窓口時間 8：30～17：15
（土日祝及び年末年始12/29～1/3除く）

愛媛県国民健康保険団体連合会 089-968-8700 窓口時間 8：30～17：15
（土日祝及び年末年始12/29～1/3除く）

10. 施設利用に当たっての留意事項

申し込みについて

ご利用の日程がお決まりになりましたら、希望の日程、送迎の有無、希望のお部屋、利用の目的（結婚式や旅行、休息等）を居宅のケアマネージャーにご連絡ください。

入退所日について

入所の受け入れは平日に限ります。土・日・祝日の入所の受け入れは行っていません。

入所日時 平日 午前10時～10時半

コスモス号でのお迎え時間 平日 午前9時半頃

退所日時 家族送迎の場合 午前9時半～午後6時半 土・日・祝日でも可

コスモス号でのお送り時間 平日 午後4時半頃

送迎実施区域

ア行・明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野

カ行・上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、小松町

サ行・周布、新市、新町、実報寺

タ行・高田、玉之江、旦之上、丹原町

ナ行・壬生川

ハ行・広江、広岡、福成寺、北条

マ行・三津屋、三津屋東、三津屋南、宮ノ内、三芳

ヤ行・安用、安用出作、吉田

*以上の区域で山間部は要相談

ご自宅から施設、施設からご自宅の間に限ります。

送迎できる曜日は、平日のみで、土・日・祝日の送迎は行っていません。

入所当日

入所当日は、ご家族様もコスモスまでお越しください。

初回のご利用の際には、事務所に保険証等のご提示をお願いします。

ご自宅での様子を療養棟職員がお伺いします。事務確認が終わりましたら手続きは終了です。

病院受診とお薬について

ご利用期間中のお薬をそろえてご持参ください。

短期入所中は健康状態の管理を当施設で行います。介護保険の法令上「かかりつけ医は、入所中の方に、当施設長の【依頼状】無く診療・検査・投薬・処方せんの交付などをしてはいけない」ことになっています。入所中に病状や心身の状態が著しく悪化した場合や専門的な治療が必要となられた場合は、ショートステイを中止（退所）して、病院受診をお願いいたします。

- ・入所期間中は、施設長の判断なく病院（渡部病院を含む）を受診できません。
- ・入所期間中に、ご家族がご本人の薬を病院や調剤薬局へ取りに行くこともできません。
- ・病状、体調にご不安がある場合は、療養科又は支援相談員へご相談ください。

入浴と洗濯物について

入浴日は週2回です。洗濯物はご家族がお持ち帰りいただきご自宅での洗濯をお願いします。

短期間の入所の場合は、退所時にまとめて持ち帰っていただいても結構です。

ご家庭での洗濯が出来ない場合は、業者クリーニングをご利用いただけます。

面会・電話の取次ぎについて（施設の定める感染対策期間中は制限させていただく場合があります）

面会時は、必ず「面会者カード」への記名をお願いします。

尚、感染対策期間中は、面会・外出・外泊を制限することがありますのでご了承ください。

面会・電話の取りつきは 午前8時半～午後9時です。緊急時はこの限りではありません。

食事・嗜好品について

施設利用中のお食事は、栄養管理・衛生・感染防止の観点から、特別な事情を除き施設内で提供したものをお召し上がりいただきます。特別な事情のある方は、ご相談ください。

- 喫煙
 - ・施設内は全館禁煙です。
 - ・火災予防のため、危険物の持ち込みはできません。
- 飲酒
 - ・施設内での飲酒はできません。酒類を持ち込まないでください。

貴重品について

金銭及び貴重品は施設内へ持ち込まれないようお願いいたします。
施設では、金銭や貴重品の保管、お預かりはいたしておりません。万一、紛失などの事故が発生いたしましても、施設としては一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

その他

- ・季節ごとの衣替えをお願いしています。
- ・電気器具のご利用は、事務所へお申し出てください。
- ・お部屋にテレビを設置できるのは個室のみです。2人部屋・4人部屋の方は、食堂等にテレビを設置しておりますので そちらをご利用ください。
- ・不要な物を持ち込まれないようにして、居室の整理整頓のご協力をお願いします。
- ・ペットの持ち込みはご遠慮ください。
- ・施設内の設備・備品の利用の破損や持ち出しがないようにお願いします。
- ・居室についてはご希望に添えない場合があります。部屋移動は施設長の指示に従ってください。
- ・職員へのお心遣い（お菓子等）はお断りいたしております。
- ・他のご利用者に迷惑をかけることのないようご注意ください。